

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（第5回）

1 日時 令和5年12月25日（月）13時00分～15時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、山本座長代理、生貝構成員、石井構成員、越前構成員、江間構成員、奥村構成員、落合構成員、クロサカ構成員、澁谷構成員、増田構成員、水谷構成員、森構成員、安野構成員、山口構成員、脇浜構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター

（3）総務省

飯田情報通信国際戦略特別交渉官、湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流通適正化推進室専門職

4 議事

（1）国際動向について

（2）「基本的な考え方」の議論・検討に向けた現状と課題について

（3）意見交換

（4）その他

【宋戸座長】 それでは、定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第5回会合を開催いたします。本日も、年末のお忙しいところ、当会合に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【内藤補佐】 本日、事務局を務めます、総務省情報流通行政局情報流通適正化推進室の内藤です。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として、資料5-1-1から5-2-3、また、参考資料5-1を用意しております。万が一、お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。

また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。なお、本日は、後藤構成員、田中構成員が御欠席です。また、落合構成員は途中で御退席予定と伺っております。事務局からは以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。本日の議事の進め方について御説明をさせていただきます。

まず、総務省国際戦略局様と本検討会の事務局より、本会議の議論に関連する国際動向について御説明をいただき、質疑の時間を設けたいと思います。その後、基本的な考え方の議論・検討に向けた現状と課題について、事務局からの御説明に引き続き、落合構成員、森構成員から御発表いただき、それぞれの御発表後に質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まずは、国際動向のうち、広島AIプロセス包括的政策枠組みに関して、総務省国際戦略局飯田特別交渉官から御説明をお願いいたします。

【飯田特別交渉官】 宋戸先生、ありがとうございます。国際戦略局の飯田でございます。少しお時間をいただきまして、今年、G7で推進をいたしました、生成AIに関する議論に

ついて、広島A Iプロセスの結果ということで御報告させていただきたいと思ひます。

簡単ですけども、資料を用意させていただいております。1枚目めくっていただきまして、まず、実は本年のG7のデジタルトラックにおけるAIガバナンスの議論は、生成AIについて議論するための場として想定していたわけではなくて、A I一般についてのガバナンスの議論をしようということで議論を始めております。4月末に開催をしまして、G 7のデジタル・技術閣僚会合の宣言の中では、A I全体に対して、ガバナンスの相互運用性というものを推進しようということ合意しています。これはもともとの目的としては、EUがA I法を制定する中で、アメリカの非常に自由なガバナンスの仕組みと、日本もそれに近い状況かと思ひますが、これがあまり乖離しないようにしたいということで、G 7の外側にあるグループもおりますので、そういったことも意識しながら、いかに民主主義の価値を共有する有志国、と言ひますけども、所謂、like-minded countriesの中で、基本的なアプローチを共有していきたいということでございました。

ただ、この議論をしている最中に、まさにC h a t G P Tの急速な普及というのがありまして、生成A Iの議論をしないで、A Iの議論と言えないんじゃないかということになっております。その中で、特に課題と思われるリスクやチャレンジとして、偽情報の対策ですとか、あるいは、利用者にとっての透明性の欠如というようなことが想定されるということで、4月末は、こういったものを念頭に、引き続き議論をしようということだけ合意をしたということでございました。

下のほうを見ていただきますと、今度は広島的首脳サミットでございますけど、この中で、デジタル・技術大臣は継続で検討すると言っている。なので、これを広島プロセスと名前をつけて、ちゃんとやるように指示をしようということで、首脳から、これを年内にちゃんと取りまとめて結果を報告するように指示があったという経緯でございます。

次のページを御覧いただきますと、その後の経緯でございます。5月に早々に立ち上げはいるんですが、夏休みがあったり、あるいは、立ち上げの後は、やはりまず、リスクやチャレンジとして、どういふものが本当に想定されるのかということ、OECDの力も借りて調査を行ったりしたということで、実際のアウトプットの議論というのは8月の夏休み明けぐらいからやっと取りかかれたという感じでございます。その中で、一旦、中間の閣僚会合というのを急遽開きまして、これが9月7日でしたが、一旦、閣僚声明というのを出しており、ここでは粗々、どんなことが生成A Iに付随して、リスクとして認識されるか、また、その対策のためにどんなアプローチができるかということ、本当に項目だけまとめ

ています。この時点で、ある程度、事業者が自発的に取るべき行動というのをちゃんと方向づけていこうという、一方で、あくまでもG7なので、強制的な枠組みというのは、そもそも議論しないんですけれども、やはりイノベーションを抑圧しないためにも、これは自律的なガバナンスの仕組みというのを指向しようということで、これはEUを含めてそういう方向で合意をしましたので、もちろんAI法はありつつも、その枠の中でなるべく自由な空間を確保しようという意思が確認できたということは成果だったかと思っています。

その後、10月のIGFの中で、マルチステークホルダーを交えた会合を行ったり、また、10月末に、首脳にここで一つの節目になる、AI開発者向けの国際指針、ガイディングプリンシプルズと読んでいますが、それと、AI開発者向けのコードオブコンダクト行動規範、この2つを首脳に報告しまして、首脳声明でこれをウエルカムしてもらうという形で作業を進めてございます。

この段階で、日本としては8月の最初から全ての関係者、開発者だけじゃなく、提供者や、あるいはデータの学習に関わる学習者、あるいは本当にビジネスで利用するビジネスユーザー、本当のエンドユーザー、こういうところまで視野に入れた指針づくりをしたいということで提案をしたんですけど、G7の間では、開発に携わる団体というか、基本的には企業ですけれども、研究所なども含めて、こういった団体がどういう規律を守るべきかということ、まずは議論したいということで、10月30日までに開発者向けの指針と行動規範というのを優先してまとめるということになってございます。

その後は、これを基にその他の関係者にどういう項目が当てはまるかということ、議論したんですが、提供者とか、あるいはビジネスユーザーというのは、基本的には、読み方とか立場が多少違って、同じことに気をつけてもらうべきだろうという議論になりまして、最終的に、日本としてはエンドユーザー向けに、例えばリテラシーの向上ですとか、あるいは、AIがまさに偽情報を生み出したり、そういうことに気をつけないと、今度は自らがそれを発信、拡散してしまうということにもなりかねない、そういうことにも気をつけて使ってほしいということで、教育やリテラシーの面を強調した項目を追加して、これで全体として、全てのAI関係者に向けた国際指針という形で取りまとめをしております。

12月1日には、国際指針と行動規範を含めて、包括的な政策枠組みというものを取りまとめまして、また、来年以降の作業計画というものも、これは非常にざっくりしたものではございますが、取りまとめをして、閣僚の宣言に盛り込みまして、これを12月6日の首脳会合に報告をし、首脳に承認をさせていただいたという経緯になってございます。

次のページを見ていただきますと、今お話をしました、包括的な政策枠組みですが、基本的には今、お話をした国際指針、全ての関係者に守ってほしい項目、それと、開発者に向けた行動規範、行動規範のほうは指針に比べて、より具体的な行動レベルでの項目を列挙したのものになってございますが、その2つが中心でございますけれども、構成要素としては4つから成っております。

1番目が先ほど少しお話をしました、最初にOECDに分析を依頼した、リスクや機会に関するOECDのレポートというのがございます。ここで、生成AI、あるいは基盤モデルというのも視野に入っておりますけれども、こういったものに間連するリスクや機会として、どのようなものが特にあるのかということで、透明性と偽情報の問題が最も意識されたという結果に落ち着いております。

一方で、生産性の向上とかイノベーションという機会があるので、全体的に包括的政策枠組みの目的として、イノベーションを阻害せずに、こういったリスクやチャレンジに対応していくためにどうしたらいいかという意識で議論が進んだということでございます。

2番目が先ほどお話ししました国際指針、3番目が、次のページになりますけれども、開発者に向けた行動規範という項目でございます。これは今日、中に踏み込む時間はございませんけれども、参考で付けさせていただきます。5ページ目に項目を列挙してございます。例えば、開発者にとっては、自らの開発するAIシステムを市場投入する前にちゃんとリスクを評価して、低減措置を取りなさいとか、市場投入後も脆弱性にしっかり対応するようということ、あるいは情報の共有の関係で、3、4、5という項目がございます。自らのAIシステムの能力やその限界、こういうものを自ら明らかにしなさいと。

そして、そこから想定される適切な使い方、あるいは不適切な使い方、こういう使い方をしてほしくないということも情報開示しなさいということです。あと、例えばインシデント等が起きた場合に、関係者の間できちんと情報共有をして、それを対策に生かしていくようにしなさいとか、あるいは、プライバシーポリシーみたいなものを含めて、AIのガバナンス全体に関する自社のポリシーというのを策定して、これをちゃんと開示しなさいというようなことが定めてございます。

あと、6番目、7番目は若干技術的なんですけど、6番目はサイバーセキュリティを含むセキュリティ、あるいは、内部脅威対策、職員が情報漏えい、持ち出してしまうというような、そういうことに対しても、ちゃんと対策を取るための投資をしなさいということでございます。あと、7番目は、ここが結構肝ではあるんですけども、例えばコンテンツの透明性、

あるいは偽情報対策みたいなもので、今の時点で、まだ必ずしも確立した技術がないような部分が多いんですけれども、例えば電子透かしですとか信頼性の高いコンテンツ認証みたいなものを開発し、それが実際に使われるように導入を奨励していきましょうということ、この辺りは今後の課題として取り組んでいくところになろうかと思っています。

あと、8番目、9番目は、一般的にリスク低減ですとかあるいは、9番目はメリットのほうを言っております、地球規模課題などに貢献するようなAIシステムを優先的に開発しましょうということです。

あと、10番目は技術標準の関係でして、これは7番目で言ったような信頼性に関わるような技術については、標準化をなるべく進めましょうということで、これも1つの課題として取り上げてございます。

あと、11番目に、インプットデータの関係がございまして、ここでは、書きぶりのレベルについて、かなり議論がございまして、最終的には学習データの入力の手置や個人情報、知財の扱いについて、しっかり対策を取らなさいというレベルでとどまっております。ここは今後、恐らくどこまで具体的な対策を取っていくかということを引き続き議論していくことになるかと考えております。また、最後の12番目は、先ほどお話ししました、エンドユーザーに向けた項目でございまして、特に偽情報拡散等のAI固有のリスクに対してのリテラシー、理解の向上を深めて、脆弱性の検知のような情報共有にもエンドユーザーとしても協力していきましょうということを奨励してございます。

これが全ての関係者向けの指針の全体像でございまして、開発者向けについては、11番までが適用されるという理解でやっております。

戻っていただきまして、4ページ目ですけども、こういったものとともに、4番目の項目として、プロジェクトベースでどういう取組をしていくかということもパッケージの中に入れてございまして、例えばOECDやGPAIなどの国際機関とともに、公募式のプロジェクトを推進しようということをやっております。その一環として、GPAIの東京センターというのを設置することにしてございまして、ここで、日本から資金を提供して、例えば生成AIの今のような偽情報を含む課題に関するプロジェクトの推進というのをやっていきたいと思っております、これは1月以降、具体的に取り組んでいくものとなっております。

あと、来年の作業計画ということでございますが、非常にばくっとしておりますけれども、引き続き広島AIプロセスをG7として取り組むということに合意したということに意味がございまして、例えば、G7にとどまらず、より広い国にアウトリーチをしていく、で

すとか、あるいは行動規範、これに対して、具体的に企業にコミットをして戴き、これを着実に履行していってもらおうということ。また、それをちゃんとモニタリングするというようなことを来年、議論していくということになってございます。

ということで、こういった引き続きの情報のフォローアップのためには、総務省でも専用のウェブサイトを立ち上げることになってございまして、ちょうど今日、もうそろそろ立ち上がる時間かなと思うんですけども、まだ、今、お話ししたぐらいの情報しかありませんが、今後これが展開していったときには、引き続き、情報をアップデートして、広島プロセスの取組が具体的な効果を持つように、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

その中では、偽情報の対策というのは非常に重要な、最も重要な項目の一つとなっておりますので、こちらの検討会等の動きをまた勉強しながら、これを、また広島プロセスを通じて共有していくというようなこともできたらいいなと考えているところでございます。

少し時間長くなりましたけど、以上でございます。ありがとうございます。

【宋戸座長】 飯田さん、ありがとうございます。まず、この間、国際交渉の最前線で大変御苦労されたものと思います。また、この場に、いろいろ貴重な情報をシェアしていただきありがとうございます。

それでは、続きまして、その他の国際動向につきまして、資料5-1-2でございます。事務局より御説明をお願いいたします。

【内藤補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。資料5-1-2に基づきまして、デジタル空間における情報流通の健全性をめぐる国際動向を御紹介いたします。本資料は、検討会での御議論に資するために、事務局にて関連し得るファクト等を整理、収集したものでございます。

まず、1ページの目次を御参照ください。事務局からの説明時間は約10分を予定しております。一方で、資料が大部となりますので、目次で大枠を御説明差し上げた後、幾つかのスライドをピックアップして御説明いたします。後ほど資料については、御一読いただければ幸いです。

まず、資料は8つの観点から構成されております。左上からAI関連について、先ほども飯田特別交渉官より、広島AIプロセスについて御説明がりましたが、生成AIをめぐるG7での議論動向として、関連する資料を3ページから9ページまでまとめております。

また、お話のあったグローバルチャレンジですとか、GPAI東京センターにつきましても、16ページ、17ページに整理してございます。本日の発表の補助資料として御参照く

ださい。

また、他国の最近の動向として、EUのAI規則案、アメリカの大統領令、イギリスAI安全性サミットなどについて整理しております。

続いて、21ページからプラットフォームに関する原則や行動規範について、後ほど御説明しますので簡単に申し上げますと、デジタル立憲主義という考え方、また、国連におけるデジタルプラットフォームにおける情報インテグリティなどを掲載しております。

各論に移りまして、IGF関係は35ページから、第1回検討会の資料1-3からの再掲となりますが、例えば、偽情報対策既存プラクティス集EPaDなどを掲載しております。

続きまして、41ページから協力関係の構築として、OECD DIS/MIS情報資源ハブなどを紹介しております。

右上に移りまして、45ページから53ページは、リテラシーやファクトチェックに関連して、様々な取組やファクトを整理しております。

次に、55ページから諸外国の動向について、こちらは第1回検討会議の資料の参考資料1-1の再掲、また、一部更新をしておりますが、例えば、前回検討会でも議論に上がりました、EUのディフェンス・オブ・デモクラシーパッケージを追加しております。

最後に、各国との連携につきまして、各国政府との政策対話、例えば日独ICT政策対話ですとか、日仏ICT政策対話などを掲載してございます。

以上、概要となりますが、これから幾つか個別にスライドを御紹介いたします。

まず、21ページを御参照ください。デジタル立憲主義についてでございます。この概念は、デジタル空間を権利保障、法の支配、民主主義等の立憲主義的価値・原理によって統制するという考え方です。特に、デジタル空間において、巨大プラットフォームなど私的な主体が国家に匹敵する権力主体にまで成長していることを踏まえまして、そういった主体も立憲主義的なコントロールの対象にするという視点に特徴がございます。EUのデジタル政策は、2018年のGDPRの登場をきっかけに、デジタル立憲主義に基づくアプローチに転換したという分析も右下にございます。

次に、23ページを御覧ください。2023年6月に、国連のデジタルプラットフォームにおける情報インテグリティが公表されました。情報インテグリティとは、情報の誠実性とも訳されますけれども、国連によると、情報の正確性、一貫性、信頼性を指しています。このポリシーブリーフでは、ほとんどのデジタルプラットフォームでは、何らかの自主規制、モデレーション、または監視の仕組みが導入されている一方で、コンテンツ削除の方針と、

実践に関する透明性は、依然として課題となっているということが指摘されております。

また、コンテンツのモデレーションを行うモデレーターによりますと、彼らは暴力的で不穏なコンテンツに常にさらされており、報告された投稿が会社のポリシーに違反しているかどうかを判断するために、数秒しか与えられていないことなどが紹介されています。

続いて、24ページに移りまして、国連は、このポリシーブリーフを受けまして、2025年9月の未来サミットまでに、デジタルプラットフォーム上の情報インテグリティに関する行動規範を作成するべく、世界中でコンサルテーションを実施しております。この行動規範ですが、具体的にはスライドの下部にございます、9つの原則に位置付けられるレコメンデーションに基づくことができるとされております。

例えば、④透明性の向上として、プラットフォーマーはアルゴリズム、データ、コンテンツモデレーション及び広告に関して意義のある透明性を確保することですか、偽・誤情報及びヘイトスピーチに関するアクセス可能なポリシーを発行及び公表し、自身のサービスにおける組織的な偽情報のまん延と、そうした行為に対抗するポリシーの有効性について報告することを実現すべきといった内容が、こちらには含まれております。

次に、話題は変わりますけれども、リテラシー関係に移ります。ページが飛びまして、45ページを御覧ください。OECDは、義務教育が終了する15歳の生徒に対して、彼らが持っている知識や技能を、実生活でどの程度活用できるかを図るため、2000年から毎年3年ごとに調査を行っております。PISAと呼ばれる調査でございます。

下のグラフになりますけれども、ICTの活用についても調査が行われておりまして、例えば、2022年度の調査ですと、「インターネット上で情報を検索するときは様々な情報源を比較する」と回答した日本の学生はOECD平均よりも高く、日本の生徒の情報モラルは、OECD諸国と比較すると高いことなどが示されています。

続きまして、46ページを御参照ください。田中構成員の御発表でも御紹介がありましたけれども、誤情報に対抗するための介入について、個人レベルとシステムレベルの2つに分類が可能とされております。御紹介している記事によりますと、一般的に誤情報への介入については、アルゴリズムやビジネスモデルといったシステムレベルの介入が最も影響がある一方で、ソーシャルメディアが削除するコンテンツの裁定者となるなど、重大なリスクも伴うことから、有効性と民主主義の理想とのバランスを取ることが重要な課題となっていることなどが指摘されております。

続きまして、53ページを御参照ください。APAC Trusted Media S

ummitは、2018年より毎年開催されているジャーナリストやファクトチェッカーなどが集まる会議です。最近、12月にシンガポールで開催された結果につきまして、当検討会の構成員である奥村先生の記事を参考に記載させていただいております。

具体的には、今回のサミットのポイントとして、生成AIとディープフェイクへの危機感ですとか、2024年が選挙イヤーであるという緊張感が全体として共有されていたこと、また、各国におけるファクトチェッカーらのコラボレーションの必要性などが指摘されてございます。

次に、諸外国の動向に移りまして、こちら簡単に御説明させていただきます。57ページでございます。本年12月12日に、欧州委員会が2024年の欧州選挙を前に、ディフェンス・オブ・デモクラシーパッケージを採択しました。このパッケージは3つの柱から構成されております。3つ目の柱は、欧州委員会勧告の形で公表されておまして、欧州民主主義行動計画を補完するものとされております。

当該勧告などに基づきまして、欧州委員会はオンラインプラットフォームやほかの偽情報 の行動規範の署名者との選挙前の対話や協働を促進することなどが予定されております。

駆け足となりましたが、事務局からの発表は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、これまでの御説明について、御質問、御意見のある方は挙手機能、また、チャット欄で私にお知らせいただければと思います。大部の資料でございますけれども、いかがでございましょうか。

もし御質問等ないようでしたら、本日終わりのほうの意見交換の際に、改めて、いただくということでもよろしそうですね。

【内藤補佐】 事務局としては差し支えございません。よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただければと思います。

続きまして、議事の2に移らせていただきます。これまで本検討会は4回にわたり、構成員の皆様などからデジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関しまして、様々、御専門の知見からの御意見などを頂戴してまいりました。特に、第2回会合におきましては、落合構成員、森構成員などをはじめとして、デジタル空間における情報流通の全体像を把握し、そのアクター、また、課題をマッピングしていき、足りない部分を埋めていく作業が必要なのではないかという御意見を頂戴しました。

これらを踏まえまして、本日、私といたしましては、今後の対応に当たって、基本的な考え方の議論・検討に向けて、現状、その課題について、議論や整理をお願いしたいと思っております。ということで、まずは、第1回から第3回までの会合において、構成員の皆様から頂いた御意見及びその後の追加意見について、事務局でお取りまとめをいただきました。資料5-2-1、構成員からのこれまでの主な御意見について、事務局より御説明をお願いいたします。

【上原専門職】 事務局より御説明いたします。資料5-2-1を御覧ください。

こちらの資料は、本検討会の第1回から第3回までの会合、第4回は未収録でございますけれども、第1回から第3回までの会合において、構成員の皆様からお寄せいただいた御意見を、事務局において大きく、「デジタル空間における情報流通に関する現在の課題」、「デジタル空間における情報流通の「健全性」の考え方、そして、その考え方を踏まえ、「各ステークホルダーが果たすべき役割」の3つに分類し、取りまとめたものになります。

2ページを御覧ください。ここから34ページまで、「デジタル空間における情報流通に関する現在の課題」に関連して、構成員の皆様からお寄せいただいた御意見を記載しております。

3ページを御覧ください。現在の課題として、まず、「アテンション・エコノミー、フィルターバブルやエコーチェンバーが引き起こす課題」について、複数の構成員から言及がございました。例えば、「情報流通の健全性を脅かしている「構造的要因」に着目すべき。構造的な要因として、プラットフォームのビジネスモデルと言われる「アテンション・エコノミー」のひろがりがある。アテンション・エコノミーの下では、どれだけユーザーのアテンション（エンゲージメント）を奪えるかが非常に重要（死活問題）となるため、ユーザーの選好、政治的信条、認知傾向等に合った情報が強くレコメンドされる傾向にある。それによって、フィルターバブル、エコーチェンバーといった問題が先鋭化・増幅する。また、この「構造」では、アテンションを得やすい、刺激的な偽情報や憎悪的表現などが優位性を獲得しやすい（逆に、刺激に乏しい「真実」は流通しにくい。」という山本構成員の御意見などがございました。

続いて、4ページを御覧ください。「情報環境における偽・誤情報問題の深刻化」につきましても、第2回会合での山口構成員、澁谷構成員からの御発表をはじめ、複数の構成員から言及がございました。

続いて8ページを御覧ください。「情報通信技術の進展の速さ」、それから「情報やデータ

のトラストを得るためのコストの増加」についての言及もございました。

続いて、9ページを御覧ください。「生成AI技術・ディープフェイク技術の進展に伴うリスクへの対応」につきましても、第2回会合での山口構成員の御発表、それから、第3回会合での越前構成員の御発表をはじめ、複数の構成員から言及がございました。

続いて、少し飛びまして、14ページを御覧ください。「認知的・社会的バイアス」については、第2回会合で安野構成員から詳しく御説明をいただいたところがございます。

続いて、18ページを御覧ください。「消費者における対応の困難性、情報の受け手としての個人の脆弱性」、それから「情報生成・発信の在り方」につきましても、複数の構成員から言及がございました。

続いて、19ページを御覧ください。「情報生成・発信の在り方」との関係でございますけれども、「人材育成の在り方」についての言及もございました。また、「リテラシー教育・啓発活動の在り方」についても、これはプレバンクに該当するという田中構成員からの御解説をはじめ、複数の構成員から言及がございました。

続いて、22ページを御覧ください。「技術・研究開発の在り方」については、第3回会合での越前構成員の御発表で、ディープフェイク検知技術などについて詳しく御解説いただいたほか、複数の構成員から言及がございました。

続いて、26ページを御覧ください。「ファクトチェックの在り方」については、これはデバンクに該当するところ、「訂正情報をデジタル空間で広くアクセス可能にするということと、誤情報が人々の認知に及ぼす悪影響に対処するということを区別することが重要」であるとする田中構成員からの御解説をはじめ、複数の構成員から言及がございました。

続いて、27ページを御覧ください。「情報の正確性の担保や世の中から信用される仕組みの在り方」につきましては、ジャーナリズムの観点から、第3回会合での奥村構成員の御発表をはじめ、複数の構成員から言及がございました。

続いて、30ページを御覧ください。「情報元の真正性・確からしさの向上」については、「外形的な情報に対する評価と内部の規律、この2つを接合させることによって、信頼性や真正性を評価・検証し得る状態に至れるところ、ここがミッシングリンクになっているのではないか」というクロサカ構成員の御意見をはじめ、複数の構成員から言及がございました。

続いて、31ページを御覧ください。「偽情報・誤情報は、様々な課題が絡み合っている複合問題であり、対処療法と根治療法の両方を並行して考える必要がある」という御意見もございました。

続いて、32ページを御覧ください。「有事におけるレジリエンス確保」、それから「国際的な連携・協力の必要性」についても、複数の構成員から言及があったところでございます。

続いて、33ページを御覧ください。「データ保護の在り方」についても、複数の構成員から言及がございました。

続いて、34ページを御覧ください。「デジタル空間の情報流通の全体像」については、先ほど宍戸座長からも御紹介がありましたけれども、第2回会合で、「本検討会が情報流通の健全性確保という比較的広いスコープを持っており、偽情報には限られておらず、アテンション・エコノミーや、それとの関係で利用者データの取扱いもスコープに入ってくる」という森構成員の御意見であるとか、これを受けた宍戸座長の、「広くデジタル空間の情報流通の全体像を見てみたい。これまでは情報単位で個別の対策が取られてきた部分があるが、その全体像、とりわけアクターに着目してみることができるといいんじゃないか」という御提案。あるいは、また、落合構成員の「どういうプレーヤーがいて、何らか協力や期待を持って対応してもらうことの可能性があるのかもじっくりマッピングをまずしていくことが重要」、「まずは全体像を示していきつつ、マップとして足りない分を埋めていく作業を前半で行っていけるといい」という御意見、御提案がございました。

続いて、35ページを御覧ください。ここから44ページまで、「デジタル空間における情報流通の「健全性」」の考え方に関連して、構成員の皆様からお寄せいただいた御意見を記載しております。

36ページを御覧ください。第3回会合での江間構成員の御発表の中で、どういう状態が健全かの議論について「原則（Principle）と方法論（Practice）」の両方が重要であるという御意見がございました。

37ページを御覧ください。同じく第3回会合での奥村構成員の御発表の中で、「ジャーナリズムの原則」の御紹介もございました。

続いて、39ページを御覧ください。「表現の自由・民主主義」の重要性についても、複数の構成員から言及がございました。

40ページを御覧ください。「情報的健康」、それから国際動向のところでも御説明差し上げました、「デジタル立憲主義」についての言及もございました。また、「透明性・アカウントビリティの確保」の重要性については、複数の構成員から言及があったところでございます。

42ページを御覧ください。「個人の権利保護」、「児童・青少年の保護、利用者の保護」

についても、複数の構成員からその重要性について言及がございました。

43ページを御覧ください。この問題の「サイバーセキュリティ対策との近似性」について、後藤構成員をはじめ、複数の構成から言及がございました。

44ページを御覧ください。「他の法政策領域との協調・相互作用」、「基本理念同士の関係整理」の重要性、それから「各ステークホルダーが共有すべき方向性」についても言及がございました。

続いて、45ページを御覧ください。ここから最後の63ページまで、先ほどの「健全性」の考え方を踏まえ、各ステークホルダーが果たすべき役割について、構成員の皆様からお寄せいただいた御意見を記載しております。

46ページを御覧ください。まずは「ステークホルダーの多様性」を意識すべきという御意見が複数の構成員から寄せられております。

47ページを御覧ください。「ステークホルダー同士の連携・協力」が重要であるという御意見も複数の構成員から寄せられました。

51ページを御覧ください。「デジタル空間のガバナンス」の在り方について、先に触れた「全体像」とも関係しますけれども、本検討会において検討していくべきではないかという御意見が複数の構成員から寄せられました。

そして、57ページ以下、政府、プラットフォーム事業者、生成AI・メタバース関連事業者、通信・放送事業者、教育・研究機関、医療従事者などの専門家、それから利用者といった各ステークホルダーが果たすべき役割について、各構成員から寄せられた御意見を取りまとめております。

駆け足になりましたが、事務局からは以上となります。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、構成員の方から全体像を描いていくための御発表をいただきたいと思っております。先ほど第2回会合で、落合先生、森先生がおっしゃったということで、両先生に責任を取っていただくべく、本日は御発表をお願いしております。

まずは、落合構成員から資料5-2-2により御発表をお願いいたします。

【落合構成員】 御紹介いただきましてありがとうございます。渥美坂井法律事務所の落合です。責任を取ってということですので、謹んで御説明をさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、私のほうのスライドを今、投影させていただきましたので、私のほうか

ら全体像ということで、たたき台を示させていただければと思います。私のほうは、今回の検討との関係で言いますと、放送制度の検討会ですとか、経産省のガバナンスモデルの検討、AIネットワーク社会推進会議などの会議に参加をさせていただいており、関連するテーマの検討に参加をさせていただいております。

今回の資料の位置づけということで、まず、マッピング図のようなものをこの後、示させていただく部分がありますが、まず、デジタル空間全体における情報伝達の関係者を発信、伝送、受信という関係性と、エコシステム全体の分析、また課題のマッピングを行わせていただいたものになっております。

まだ、今回の説明はたたき台のたたき台だと思っております、関係図における重要な見落としや相違点を発見していくということで、さらに論点整理が進んでいくことを期待しているものです。

一覧性があるような形で全てを図面に載せてしまったので、具体的な対応、何らかの対応をしていくという政策形成をするという観点でいうと、問題点がクリアになっていないのではという批判があるというところだと考えております。本日の議論も踏まえて、さらに適切な関係図の作成であったりですとか、具体的に視点を定めての課題整理を行っていくことも重要だと思いますし、それについては、御協力をさせていただきたいと考えております。

まず、こちらが全体像の整理ということで書かせていただいた図面となっております。先ほども申し上げましたが、発信、伝送、受信という側面で書かせていただいております。特に受信側のほうの利用者と書かせていただいておりますが、色がまだらになっているところがありますが、デジタル空間の中で利用者が発信者に回ってくることもかなり多くなってきている部分もあると思われました。

この図自体は、一方向で書いておりますが、利用者に伝達された情報が、また拡大再生産されるような、そういう構造も中にはあると考えております。また、AIの開発、提供、利用者について言いますと、発信、伝送の様々なプレーヤーが実際には利用しているような状況になっているであろうと認識しております。

発信側について見てまいりますと、もともとは伝統メディア、デジタル空間が広がる前は伝統メディア、公共放送、民間放送、新聞等のメディアのいわゆる放送波ですとか、紙媒体等の伝統メディアの通信が大きかったところではあったと思っております。一方で、その他の政策主体と書かせていただいておりますが、そういう書き方自体がどうなのかということもあるかもしれませんが、クリエイター、フリー記者、ネットメディア、個人、こういっ

た主体による情報発信も、さらに強まってきている状況であると思っております。

そういう中で、もちろん伝統メディアは伝統メディアを通じての発信というのを続けておりますが、一方で、電気通信事業者の通信を使ったサービス、さらに言うならば、プラットフォーム事業者、SNS、ブログ、掲示板検索、動画共有、ニュースポータルなど様々あるかと思いますが、プラットフォームと称されるものや、デジタルサービスを通じて、情報拡散していく構造があるように思っております。

また、一方で、例えばWHOのような専門機関、ファクトチェック機関、それに関連するような団体なども情報を様々な方式で発信をし続けている状況があるかと思っております。一方で、国、自治体や、場合によっては外国政府、国際機関も発信者としては存在するということかと思っております。

次のスライドにまいります。その中で、エコシステムがどうなっているのかということで、これもまだ粗い図でありまして、最終的にはアテンション・エコノミーというものも注目しながら議論する必要があるかと思っております。その核心に至る部分というのは、むしろ、今後さらに掘り下げられるべきなのではないかと思っております。伝統メディアについては、受信料、購読料を直接的に利用者から受領する部分があってコンテンツが提供されているということがあるかと思っています。

伝統メディア、電気通信事業者サービスに書かせていただいておりますが、もちろん伝統メディアでも、近時ですと、例えばユーチューブやニュースポータルなどに記事を出すこともございますので、もちろんこれだけでもないとは思いますが、次第に業務の幅を広げている部分があるかと思えます。

一方で、伝統メディアのほう見てみると、広告料、広告枠でのやり取りがもともと重要な部分ではあったと思いますが、さらにこの部分については、プラットフォームサービスが入ってくることによって、プラットフォームとの関係でも、広告主とプラットフォームとの関係性がどうなっているかという部分がさらに論点になってくる部分があるかと思えます。

電気通信事業者自体は、通信サービスそのものを利用してもらうということで、利用者に対して、通信料でお金のやり取りをしている部分があります。また、プラットフォームサービス事業者と受信者との関係では、コンテンツサービス、アテンションや、個人データが戻っている部分があるのではないかと書かせていただいております。もちろんここは利用料のようなものを、特に有料コンテンツも徐々に多くなってきている部分もございますので、もちろん直接的な対価が支払われている場合もあるかと思えますが、アテンション、個人デー

タということで返されている部分もあるだろうということです。

より重要になってくる部分としまして、プラットフォーム事業者、サービスと発信者側とのトラフィックですとか、広告収入の分配、コンテンツ枠の設定といった辺りがどういう形で行われているのかです。この部分については、ハテナというのを付させていただいておりますが、実際には、ここでのどのような動きによって、今の情報格差の仕組みというのにインセンティブ付けがされているのかを見ていくことは、より重要ではないかと考えております。

課題のマッピングですが、課題があり過ぎていると言えいいのかはありますが、今まで議論が出てきた課題も、できる限り拾わせていただくという観点で、いろいろ載せさせていただいております。発信者側の論点としては、発信主体の真正性、信頼性の確保があり、これはもちろんメディアなのか、ファクトチェック機関なのか、それとも個人に近い方なのかで、それぞれ違う部分はあるかと思いますが、どういう形で真正性、信頼性を確保していくかもあるかと思いますが、特に偽、誤情報を拡散された場合の効果的な発信手法、これをどのようにしていくのかがあります。

デジタル空間における人材育成は全体にかかってくる論点でしょう。また、サイバー攻撃がなされる中で、結局、攻撃がそういった偽、誤情報の拡散につながるということにもなるかと思いますが、これは発信者、全体に対して関わってくることであらうと思っております。

そういった意味で言いますと、国際的な連携という部分も、端っこのほうに書いてある部分があって、小さいのは申し訳なく思いますが、実際には、かなり大きいといえますか、1つの国で閉じているわけではないということになってきますので、とても重要な点になってまいります。また有事におけるレジリエンス確保、有事のほうが、より偽、誤情報の拡散が出てくる中で、自治体やメディアなどが特に、一定の立場を担うことはあらうかと思っております。

メディア側について、やはりデジタルでの発信強化を求めていくことは必要かと思っております。ファクトチェックについて見ると、資金、人材、効率性などファクトチェックがより効果的に行えるようにしていくにはどうするか、ということがあります。

事業者への要請、自治体、国が関係する事業者に、どういう形で情報のやり取りをさせているのか、開示させたりしているのか、といった透明性確保の部分も関わってくるかと思っております。全体としては、アテンション・エコノミーが、全体として、必ずしも質が高くないような情報を拡散させていくことについて、後押しをしている部分があるのではないかと思います。これを見ていき、分析していくことが重要であらうと思っております。

全体として生成AIの利用ということで、それに伴うリスクや、伝送の部分においても、サイバー攻撃への対応は重要になります。情報通信技術の進展の早さも考慮していく必要があるかと思います。プラットフォーム側と受信者との関係で言いますと、レコメンドシステムの在り方、プロファイリング、コンテンツモデレーションの在り方もありますし、プロミネンスの在り方ということで、メディア等をできるだけ前に表示させるかどうかといったこともあろうかと思っています。

プラットフォームと研究者との連携という中で、研究者へのデータ提供や、技術、研究開発の在り方もあるかと思っています。また、プラットフォーム通信事業者と利用者との関係の中で、偽、誤情報が流通、拡散する中で、情報のトラストを得るためのコスト増があります。ここはもしかすると、プラットフォームも対策を行うことによって、プラスになる面もあるかもしれないし、一方で、こういったプラットフォームの上のレコメンドですとか、コンテンツモデレーションとも関わってくる部分もあるかと思いますが、フィルターバブル、エコーチェンバーといった課題が、アテンション・エコノミーをより推進するという構造があるのではないかということもありますし、データ保護の在り方もあろうかと思っています。

個人の観点から見れば、リテラシー教育、啓発、普及の在り方がありますし、ただ一方で、消費者における対応に委ねることがどうしても難しいことはあろうかと思っています。また、認知的バイアス、社会的バイアスや、誤情報の持続効果、真実の錯覚、選択的回避といったようなこれまで検討会で議論されてきたような論点も、対策の、特に個人側の対策の難しさに関わってくる部分もあろうかと思っています。

もう少しで説明を終わらせていただきたいと思いますが、アテンション・エコノミーについて、さらに分析をしていくことが必要ではないかと考えております。誤情報、偽情報の拡散だけではなくて、信頼性の高いコンテンツの拡散が進まないことについて、デジタル空間における関係者の行動インセンティブの設計に課題がある状況になっているのではないかとともに思います。

ただ、アテンション・エコノミーというのを見ると、実際には様々なプラットフォームや、広告のエコシステムも関わって、データの移転、分析、コンテンツの利用がされていて、一口で言ってしまうと、間違ってしまう可能性があるかと思っています。

そういう中で、特に論点になるようなアドプラウド、ディープフェイク、その他の問題として指摘されるような幾つかのケースや、政治的な言論、サイバー攻撃などの場面が重要と思われるのですが、それぞれ場面によって、どういう当事者の関係性があって、行動インセンテ

イブが働いていて、実際どういう傾向で動いているのか、を分析していくことが必要に思います。

この点、デジタル市場競争本部で、経済的分析の関係で競争環境を見ていると思いますが、これは、あくまで経済的規制の観点で見ている部分であり、情報の格差における問題点の分析はされていないと考えております。偽、誤情報への社会的な政策や対応を検討するという、この検討会での独自の分析意義は残るのではないかと思います。また、デジタルプラットフォームやデジタルサービスの伝送場面においても、コンテンツモデレーションの実施状況や、エコシステムの状況についても分析を深めることが有益と考えております。

また、もう一つ、重要とっておりますのが、先ほどの図面が1対1か、1対nの形式で記載をしておりますが、受信者側のほうにグラデーションがついていたように、実際には、n対nの形で拡散が進んでいるように思います。このため、実際にはなかなか正確に一枚の図面では書きにくいところがありますが、その状況も見えていくことは重要と思います。

発信、受信に関するデータの授受と、拡散される情報そのものの伝送は必ずしも一致しないような場合もあると思います。データと拡散される情報とを切り分けて分析をしていく部分も必要ではないかと思います。また、個別要素としては、データの利用や生成AI、サイバー攻撃等については、技術の進展、また、実務、ルールの変化によってどのような変化が生じているかを確認することは重要ではないかと考えております。

ここで検討した上で、最終的にスコープが違うということであれば、ほかの検討会に報告するなどして対策を連携していくことになるのだらうと思います。打ち手の整理も、技術的な対策も含めて各国において実施している官民の打ち手を課題ごとに整理しておいて、我が国でどのような選択肢があり得るかを準備運動として、まず、可能性を検証していくための整理も必要ではないかと考えております。

残りの部分は、関係する既存の参考資料ということになりますので、私の発表については、ここで終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

【宋戸座長】 落合先生ありがとうございます。これまでの会合で、構成員の皆様から御発言、御議論いただいた内容を的確に取り込んでいただき、グレートピクチャーを描いていただいたと思います。感謝申し上げます。

それでは、事務局及び落合構成員のただいまの御発表につきまして、御質問、御意見がある方は、チャット欄で私にお知らせいただければと思います。10分弱の時間を予定しておりますが、いかがでございましょうか。

構成員の皆様の御発言いただいた内容がちゃんと入っているかとか、あるいはこれ全体像で、こうやってみてマッピングしていただいたときに、この視点、あるいはこの論点が、今の段階で足しておいたほうがいいんじゃないかとかいろいろあるかと思いますが、いかがでございましょうか。

クロサカ構成員をお願いします。

【クロサカ構成員】 クロサカです。ありがとうございます。まず、落合先生、御発表ありがとうございます。大変共感するところが多く、うなずきまくりながらお話を伺ってました。とりわけ、アテンション・エコノミーへの注目がやはり重要だというポイントだと思います。私なりに解釈すると、起きている問題、あるいは起きることが容易に想像される問題について、個別の対応ということはもちろん必要であるし、できることについてはやっていくことが肝要であろうと。しかしながら、問題は、もぐらたたきにどうしてもなってしまうところがやはりあるというところだと思います。そういう意味で言うと、視点を少し変えて、そもそも何でもこういった偽情報、誤情報、とりわけ偽情報の悪意のある部分ですけれども、こういったものが発生し得るのかということ、つまりインセンティブに着目をするということの重要性を恐らく指摘されていると思います。

アテンション・エコノミーの概念自体は、もう多くの方が御存じのとおり、ティム・ウーが既に整理をしてからかなり時間がたって久しいわけです。ここの問題というのをさらに深掘りすると、アテンションを獲得するという事は必ずしも悪ではない。あるいは、情報でエコノミーが発生するという事、これも当然悪ではない。しかしながら、このアテンションとエコノミーが密結合してしまうということが非常に大きな課題なんだということ。これが今日的な合意に近づいてきていると思います。つまり、耳目を集めることでマネタイズが可能になってしまう。それがさらに拍車がかかって、耳目を集めることが目的になってしまう。それでマネタイズができる。これがエコノミーという側面で、しかもこれは単純なエコノミー、つまりアドフラウド的なことも含めて金が発生して入ってくるということはもちろん、それだけではなくさらに違うより高次のエコノミー。つまり言ってしまうと経済紛争のような話ですね。こういったところまでつながってしまいます。つまりこの大きな構造の根っこがアテンション・エコノミーであるというような御指摘であったかなと思います。

ですので、恐らくここでの検討もほかの様々な要素ということを当然念頭に置き、その取組を強化しながらではあるんですが、このアテンション・エコノミーに対してどのような対

策をしていけるのかというところを一つ大きなポイントにしていくことが重要ではないかと。場合によっては、ここに着目の立脚点の一つを置くことによって、表面的といいますか現象に対して対処するというところで、言論の自由とどうしても対峙してしまうというような問題が出てきて限界が出てくる場合があるところ、いやそうではないんだと。ここは経済構造であるとか、そもそものインセンティブの構造に光を当てていくことによって、サニタイズというのはちょっと強い言い方かもしれませんが、ただそこで明らかに、既にもう経済犯罪になっているものもありますし、そういったことを意識しながら取組をするということは可能性であるとか、できることというのが広がるかなと思いましたので、そういった点をさらに検討を深めていけるといいのかなと思いました。

以上、感想でございます。

【宋戸座長】 クロサカ構成員、ありがとうございます。

ほかにこの場で御発言、コメント等ございますでしょうか。

水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 水谷でございます。落合先生、丁寧に御報告をいただきまして、ありがとうございます。私もふだんメディアの構造や環境に注目するアプローチが重要とか言っておきながら、今の環境ってこれだけ複雑になっているんだなというのを、図を見て改めて実感いたしました。

私からは1点、半分感想で半分御質問なんですけども、情報伝達の課題の例を6ページに挙げていただいていると思います。ここで挙げられているものに加えて少し気になっているのが、アテンション・エコノミー自体は、今までのテレビの視聴率競争といったものもあったわけですね。先ほどクロサカさんからお話があったように、それが今のデジタル空間では、アテンションとエコノミーの関係がより密接になってきているという点があるわけなんですけども、その一方で現代において情報を発信・伝送するアクターが多様化したことにより、そうした発信・伝送を担うアクターの中で倫理面に格差が広がってきているのではないかと、という点が気になっています。

つまり、今までだと、テレビはもちろん視聴率至上主義とか批判はされていたわけなんですけども、放送法の規定もそうですし、あるいは自主規制、ジャーナリズム倫理といった観点から、一定の倫理観が求められてきたわけです。これは放送のみならず、新聞もそうですし、雑誌には雑誌の倫理があったと思うんですね。それが今では個人のクリエイターの方々が新規参入してきた一方で、そうした方々にはこれまでの新聞や民間放送の業界団体のよう

な組織がきちっとあるわけではないし、特に生成系AIの使い方ひとつとっても職能倫理で
ある程度グリップを効かせていける仕組み、または構造そのものが欠如しているのではな
いか。そうした点でいえば、今までは倫理的拘束から逃れにくい新聞やテレビが情報の伝送
も担ってきたわけですが、他方、現在では主要な伝送アクターはプラットフォームに握られ
ている。このようにコンテンツの生成だけでなく伝送を担うアクターの倫理面に関して
も同様のことが言えるのではないかと思っているんですけども、落合先生から見て、その点ど
う思われるかというのをお聞きしたいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。御質問にわたる部分もございますけれども、時間
の関係上、残りお二方から手が挙がっていますので、その後まとめて落合先生からお願いで
きればと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、奥村構成員、お願いいたします。

【奥村構成員】 落合先生、ありがとうございます。私はマクロに物を考えるのがとても
苦手なのでこの全体的な表は非常に勉強になりました。ありがとうございました。

ミスインフォメーションが発生するプロセスについて少し情報を共有しておきたいと思
いまして発言をさせていただこうと思いました。ミスインフォメーションというのが発生
する過程は様々ではございますが、非常に時間がかかるということです。一瞬にしてぽっと
何かクリエーションが起きて世の中にぼんと流通するわけではなくて、ファーストドラフ
トというファクトチェッカーの供給機関で、今ちょっと資金問題で頓挫してしまって活動
が全くされていませんけれども、彼らが沈黙のトランペットというものを発表しておりま
す。それはコンスピラシーセオリーがどのようにして生成していくかというような過程を
考えたときに、最初はクローズドな、最初はダークウェブのようなところで地中から湧いて
くるように議論が起きたものが少しずつ練られていって、信憑性を帯びるような形でいろ
いろな意見が加えられていって、それで内輪の陰謀論サイトのようなところで紹介された
ものを陰謀論や何かに多少影響を受けた芸能人などのインフルエンサーがソーシャルメデ
ィアに出てきたところでぼんと世の中に広がるというような過程を取るということになっ
て、その直前で何とか抑えたい。ただこのような陰謀論があるから注意せよというのをあま
り早めに出すと、今度はその陰謀論の存在をたくさんの人が知ってしまうというデメリッ
トのほうが強いと言われていて、そのタイミングを計るのがファクトチェッカーの
中では非常に重要な大きな課題になっております。というか、ファクトチェッカーははつき

り言ってそれに対応できていないのが世界的な現状です。

そうすると、そのようなところまでどうやって分け入っていくかということになると、例えばBBCや何かには手だれがおりまして、全然コンスピラシーセオリーの人ではないんですけども、そのようなところに深く深く入り込んでいけるようなスキルのある人間が世界に数人はおりますけれども、そのようにはなっていないということになるとそれをどうやって発見していくかというのは、こういう大きな国や何かで考えるような枠組みとしてどういうふうに扱えるかどうかは分かりませんが、リアリティーとしてはそういうことだということを少し申し上げておこうと思います。ありがとうございました。

【宍戸座長】 奥村先生、貴重な点をインプットいただき、ありがとうございました。

それでは、生員構成員をお願いします。

【生員構成員】 大変貴重な御整理ありがとうございました。非常に勉強になりました。僕から4点だけ簡単に、こういった観点が重要だなというふうに感じたところを申し上げます。

まず1つは、やはり今回特にアクターとしての広告というところ御言及ありましたけれど、前回も少し触れたとおりの重要なのだなということを感じているところです。それはやはりこれまで様々この分野で議論になってきた政治的イシューに関する広告といったようなもの、あるいはもっとステルスマーケティングといったようなところを含めて、非常に情報流通とまさにアテンションエコノミーというところの大きな接点になってきている。そうしたときに恐らく場合によっては、発信というところにも広告の位置づけというのは、あるいは広告主のような位置づけというのはどこかに探してもよいのかなということを感じたところ。そしてこのことというのは、またマクロにはアテンションをエコノミーに変える手段としてのそういったビジネスモデルの在り方をどうするべきなのかということにも深く関わってくるので、よく考えてまいりたいと思ったのが1点です。

そして、2点目に関して今のところとも関わるんですけども、やはりこうした議論で常に国際的にも議論に上ってくるものとしてショシヤナ・ズボフのサーベイランス・キャピタリズムというものがある。それは恐らく1つはアテンション・エコノミーのような議論と個人データなどの議論を深く組み合わせたものというふうに見える側面があるかと思うんですけども、まさにサーベイランスといったようなものが、どのように現代の情報空間において役割を果たしているのかといったようなことも、まさにこういった議論とオーバーレイヤーして考えられていくとよいのかなと思ったのが2点目ということです。

それから3点目といたしまして、少し関連の言及もございましたけれども、競争というファクターをどう考えるかということも一つの大きな関連するイシューとして考えていくことの価値というのは大きいのだろう。それは例えば伝送レイヤーといったようなものも非常にデジタル経済独特の競争のメカニズムといったようなものが働く、それが例えばプラットフォームエコノミーといったような状況を現に生み出している。さらにこれからそれがデータの集積ということによって、またこの競争の状況つまり情報流通を媒介するまさに基盤の競争状況といったようなものが非常に大きな変革のさなかにあるといたしましたときに、まさしく競争法でいうところの市場と言論の自由市場でいうところの市場といったようなもの、この2つは違ったものでありながらも、その関係性をどう考えていくかといったようなことがやはりこの中でも時々意識される必要があるのかなといったようなことが3つ目。

それから、4つ目は少しだけおまけですけれどもこういう情報流通全体を支える、さらに下のほうにある基盤というものが多分、インターネットのアーキテクチャの中でいろいろある。それは例えばDNSだったり、CDNだったり、あるいは場合によってはカードなんかを含めた決済システムといったような、様々なコントロールポイントと言われるものが、実はかなり様々な低いレイヤーのところにもありますよねといったようなものを、果たしてこの射程のかなり端のほうにはなると思うんですけど、どのように考えていくかということも重要なのかなと思いました。

以上でございます。

【宍戸座長】 生貝先生、ありがとうございました。

それでは落合先生のほうからこれまでの御発言に関連して、特に水谷先生から御質問がございましたのでそれへの応答も含めてお願いできればと思います。

【落合構成員】 ありがとうございます。水谷先生から特に視聴率のような構造がテレビにもあるので、それとこのデジタル空間における違いがどこにあるのかはあります。もちろんプラットフォームの中にも、モデレーションの基準や、倫理規範を定めている場合もあるかとは思いますが。

一方で、実際に情報を発信、取捨選択するときに、メディアとプラットフォームでどのくらいお金が現実に影響が違うのかなどは、ややまだ見えていない部分があるのではないかと考えております。その辺りは、特に問題になり得るようなケースを参考にして分析をすることが必要なのではないかと考えます。もちろん従来のメディアだけの場合に、今ほどフ

エイクニュースという話にならなかったということからすると、恐らく少なくとも10年前などのタイミングでは、メディアはしっかり対応されていたのではないかと推測いたします。とはいえ、今回のこのインターネットの世界の場合ですと、プラットフォームが先ほど生貝先生の議論にもあったような、重要な位置づけを占める話もあります。例えば広告のエコシステム、様々なデータ連携やインターネットの基礎レイヤーのお話もございましたが、そういった部分との関係で実際にはコントロールできるように見えていても、あまりできていないこともあるのではないかと思います。

ただ全体として、やはりどうしてもそれぞれの方々がビューを取ることとお金を取るということがかなり密接な関係にあるというか、もしかすると視聴率の場合以上により強い傾向になって現れていることによって、全体として質を確保するよりかは、まずは注目を高めるほうに流れる傾向になりやすい可能性があるのではないかと思います。このような点について、もう少し踏み入って分析していくことで、本検討会での検討の内容が真に迫ったものになるのではないかと私としては考えております。

水谷先生へのコメントは以上で、ほかの先生方もそれぞれコメントしたいところではございますが、時間的な制約もあるかと思いますので宋戸座長に怒られてしまってはよくありませんので、私の発言はこのくらいにさせていただきます。

【宋戸座長】 いろいろ御高配いただいて申し訳ございません。ありがとうございました。それではこのラウンドはここまでとさせていただきます。続きましてもう一方、責任を取っていただく方ということで森構成員から御発表のほうをお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。それでは、スライドを共有いたします。御覧いただけていますでしょうか。

【宋戸座長】 見えております。

【森構成員】 それでは今日はお時間をいただきましてありがとうございました。私のほうから、「情報流通に関する3つの問題への水平的アプローチと今後の課題」というテーマでお話をさせていただきます。

これもマッピングではあるんですけども、私のアプローチとしましては情報流通に関する3つの問題ということでサイバー空間における情報流通の健全性、これがこの検討会のテーマなわけですけども、これを直接左右する主要な3つの問題、これが権利侵害情報、偽情報、利用者データ保護ということかと思っております。先ほどの落合先生の御説明にもありました。同時に、この3つの問題がプラットフォームサービス研究会においても大きくクロー

ズアップされていた3つの問題なんです。プラットフォームサービス研究会、プラ研とこれから言いますけれども、プラ研もこの3つを中心にやってきていたわけです。

私、ちょっと年表を作る機会がありまして、そのときに気づいたことがありますので、それについてお話をさせていただきます。左から権利侵害情報、偽情報、利用者データなんですけど、年表の一番最初は2001年プロ責法の成立です。掲示板管理者、プラットフォームですね、損害賠償責任を限定する。それから発信者情報開示制度をつくるという大きな新しい制度ができたわけですけれども、一応、年表ですので、下のところに世相なんかもつけておりますのでそういえば、その年はこんな年だったなと振り返っていただけると年末にふさわしいコンテンツとなっているのではないかと自負をしております。

その次なんですけど2008年まで来まして、この年、権利侵害情報のところ青少年インターネット利用環境整備法が成立します。これは携帯電話事業者にフィルタリングサービスを提供する義務を課するというものですが、ちょっとここで権利侵害情報+（プラス）と書いている趣旨について御説明をさせていただきますが、フィルタリングの対象となる情報というのはもちろん権利侵害情報には限られない。名誉毀損とかプライバシー侵害には限られないわけなんですけれども、ですので広い違法有害情報ということなわけですけれども、違法有害情報と書いてしまうと、偽情報が入ってきてしまって、違法有害情報-（マイナス）偽情報というのも分かりにくいので、権利侵害情報+というふうに書いております。

利用環境整備法の御説明のスライドをつけていますが省略します。

2010年まで来ますと利用者データのほうが大きく動きまして、諸問題研、ここで第2次提言が公表されます。この中で、ライフログを利用したターゲティング広告について配慮原則を公表する。ここが利用者データ保護の大きなポイントだと思うんですけれども、こんなことが書いてあります。「ライフログ活用サービスは揺籃期にあり、事業者に過度の負担をかけることは避けるべきであることから、規制色の強い行政等によるガイドライン化を避けて、穏やかな配慮原則を策定することとし」ということですが、新しいサービス、揺り籠の時期にあるサービスで、あまり強い規制をかけないというのは、これは全く見識だと思いますけれども、ただ、これは2010年ですので13年ぐらいたっておりますから、もはや揺り籠の時期でないということも明らかかなと思います。

2012年になりまして、やはり利用者データのところが動きましてスマートフォン・プライバシー・イニシアティブの公表です。スマートフォンのアプリの中の情報収集モジュールによってスマホの情報が広告事業者等に送信されてしまうというようなことがありまし

て、「こんなに怖いスマホのアプリ」とか、そういう報道がなされてきて、これによって、スマートフォンそれ自体あるいはアプリの普及に支障があることを心配してこういうガイドラインをつくったということです。これはまさに今で言うところの外部送信についてのガイドラインであったわけです。

外部送信の説明をしておりますが省略をいたしまして、2015年利用者データで大きな動きがありまして、総務省ではありませんけれども個人情報保護法の改正がパーソナルデータ検討会において行われました。その議論の中でパーソナルデータ検討会の技術検討WGで、端末等識別子これを個人情報保護法の規制の下に置こうという提案がなされたわけですが、最終的にはそうはなりません。検討会では特に反対の意見はなかったんですけどもうまくいかなかったというところなんです。

2018年になりますと活発にいろんなところが動き出しますが、左側、権利侵害情報のところ、総務省ではないんですけども知財本部にインターネット上の海賊版対策に関する検討会議が設置されてブロックングについての検討が行われるということです。総務省におかれましては、もちろん通信の秘密との関係がありますので注目をされていたということかと思います。

右側、偽情報と利用者データなんですけども、ここではっきりクロスオーバーが起こるわけですね。2つの問題が統合的に検討されることになります。プラ研がこの年に始動しております。開催の趣旨のところを見ますと右側なんですけど、「本研究会では、近年、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していることを踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討を行います。」とされていますが、最初から偽情報の問題も 이슈 になっていまして、最初の成果物である中間報告書、それから最終報告書どちらにも偽情報のことが記載されております。

2020年になりますと権利侵害情報が大きく動くと同時に、さらなるクロスオーバー傾向が見てとれます。8月にインターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言、これはプラ研の緊急提言なんです。もともと右の2つを所管していたわけなんですけどもこれがこの左について緊急提言をする。この背景は5月のプロレスラー木村花さんの自殺を受けたものなんですけども、これによってプラ研の守備範囲が右2つから権利侵害情報のほうに拡大してくる。3つにクロスオーバーするということになります。

2021年になりますと利用者データのところが活発に動きまして、プラ研に利用者情報WGが設置されます。またその中間取りまとめが公表されてきて、その中で下の4行を読

みますが、「c o o k i e や位置情報等を含む利用者情報の取扱いについて具体的な制度化に向けた検討を進める」とされています。要するに、電気通信事業法を改正して外部送信の規制をしっかりと法律に入れようということになりました。このプラ研での取りまとめを受けて、その下のところ電気通信事業ガバナンス検討会が法改正の中身を具体的に検討することになりますが、やはりここでも事業者団体の反対と規制レベルの後退みたいなことが報道されたという経緯があります。

次のスライドは、外部送信の趣旨について説明していますが省略させていただきます。

2022年、だんだん現在に近づいてきましたけれども、いろんなところで活発になります。権利侵害情報に関してはプラ研に誹謗中傷ワーキングが設置されます。偽情報に関しては、ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会、リテラシー向上検討会ですね。これが設置されます。座長は山本先生。利用者データのところはとうとう電気通信事業法が改正されて、ここに利用者情報に関する規制というものが入ってくることになります。具体的には先ほどお話ししております外部送信の規制、それから特定利用者情報の規制というものもできました。特定利用者情報の規制って何でしょうかといいますと、これは一番下の矢印なんですけれどもLINEの利用者データが中国の委託先で閲覧可能になっていた事件、御記憶かと思いますがこれもこれを受けたものです。一定の重要なユーザー情報については、これをしっかり管理してもらいたいと。そのために内部的なルールをつくって、また外部に公表する方針もつくって公表しなさいと、そういう規律でございます。

次のスライドは外部送信の規制と特定利用者情報の規制について立法事実との対応関係を示しておりますけれども省略いたします。

2023年、いよいよ今年になりますが、この検討会ですね、健全性検討会というものができました。開催の趣旨、設置の趣旨を見ますと、キーワード的には生成AIとかメタバースとか、デジタル空間、ステークホルダーとありますけれども、偽情報に限定するというのではなくて、デジタル空間における情報流通の健全性に関するこの3つの問題を中心に広く見ていくということ、2回目にそのように事務局からも教えていただきましたし、また先ほどの御説明の中でこれまでの御意見の中でそのようにおっしゃっていただいたと思っています。このように本格的なクロスオーバーを前提に検討が進むということになっているのかなと思います。

次にこのようなクロスオーバーということは、やはりこれは全体に共通するというか各

問題の相関関係があるというか、そういうことによるものだろうなと思うわけです。クロスオーバーの傾向は3つの問題に共通点があることの認識の深まりによるものではないか。特に対応の観点ですね、どう対応していくかという観点に共通点があることが強く意識されるようになったのではないかとことです。どなたも割と思いつくところとして、共通の対応の観点として、リテラシー、これには心理学、認知科学を含みますし、AIそれからプラットフォーム、アテンション・エコノミー、そういうところが考えられるのではないかと思います。

例えば、1番リテラシー、2番AI、3番プラットフォーム、これについてはその在り方が3つの問題の状況を直接左右すると言えらると思います。例えばリテラシーは高ければ権利侵害情報の被害というのは軽減されますし、低ければ権利侵害情報が増える。シンプルな話だと思いますし、AIに関しても山口先生、越前先生、江間先生から非常に分かりやすい御発表をいただきましたけれども、攻撃側でも使われるし守る側でも使われる、検知側でも使われるということです。それぞれの問題を深刻化させるほうにも、軽減させるほうにも働くということです。プラットフォームについては言うまでもないのではないかと思います。ちゃんとやればよくなるし、やらなければ悪くなるということです。

4行目、アテンション・エコノミーですけれども、これは先ほど来お話がありますが、言ってみれば3つの問題の共通の元凶と言うことはできるんじゃないかと思います。それ自体の解消は困難と書いておりますけれども、やはり先ほどからお話を聞いておりますとここに直接メスを入れていただくというのは非常に重要なことだと思います。私の現状の認識ではそれ自体の解消は難しいということにとどまっておりますけれども、ただ一つ言えるのはこれを踏まえてこの3つの問題に対応するということは必須ではないかなと思います。

5列目、その他と入れておりますけれども、国際動向、ジャーナリズム、人権、サイバーセキュリティと入れておりますけれども、これは重要性においてはこの上の4行に決して劣るものではないわけです。国際的動向なんていうのは明らかでございまして、先ほど国際的動向についての御説明を事務局の内藤さんからいただきましたけれども、当然これを参考にして対応していかなければいけないということです。ジャーナリズムについても奥村先生から御発表もありましたし、今日の先ほどのお話を伺ってもやはりジャーナリズムという固有の空間において情報流通の健全性をどう考えてきて、どう対応してきたかということが明らかにされているわけです。これをサイバー空間一般の情報流通の健全性の問題に当ててみるということは非常に重要なことだと思います。

そんな感じでその他のところに書かせていただいた要素というのは、この3つの問題にかかってくる部分もちろんありますけれども、3×4、縦×横の全体にかかってくるより広いものでもあるのではないかなと思って、その他に入れているという趣旨でございます。

それぞれ横軸、対応の観点の最近顕著なところについて若干お話をさせていただきたいと思えます。まずリテラシーですけれども、リテラシーについて従来は、誹謗中傷の加害、被害を防ぐとか、福祉犯を防止するとか、そういう観点からの情報共有がメインでありまして、「ユーザーリテラシー」とか「賢いサービスの使い方」とかそういうことにとどまっておりました。近時では、ケンブリッジアナリティカや外部送信の問題への関心からサービスの背景にあるインターネット全体の仕組みとかビジネスモデル、そしてそれらがもたらす弊害についての知識の共有に関心が移ってきているのではないのでしょうかということです。また同時に心理学的アプローチ、認知科学的アプローチが重要になってきておりまして、その辺について先生方からこれまでも御発表をいただいているということかと思えます。

先ほどちょっと御紹介いたしましたリテラシー向上検討会、これについて成果物が公表されておりますので、御覧いただきたいと思えますが、世代共通の課題の洗い出しみたいなことをしておりまして、(1) インターネット上で自分の好みの情報や自分と似た意見に触れやすくなる特性・仕組みの理解です。フィルターバブル、エコーチェンバー、まさにこういうところを課題としてくり出していく。(3) インターネット上の情報を熟慮する機会の確保ということで、1ポツですけれどもアテンションが重視されることを背景に、反射的な思考や反応が重視されるということです。

下の水色のところは、これは私が書き加えたものですけれども、リテラシー向上検討会は、デジタル・シチズンシップというものを提唱しております。それは結局のところユーザーとしてのリテラシーとかだけじゃなくて、やっぱりインターネット全体とかビジネスモデル全体について理解を持つことが重要ですね。これがデジタル・シチズンシップ。そこにおけるキーワードは、もちろんアテンション・エコノミー、フィルターバブル、エコーチェンバーということになります。

アテンション・エコノミーについて、若干補足させていただきます。もう定義はやめておきますが3ポツのところ、インターネットにおいて最も成功したビジネスモデルは広告であり、そこでの収益はアクティブユーザー数、ページビュー数、いいね！やシェアなどに基づいて計算される。どれくらい見てくれたか、いいね！してくれたか、シェアしてくれたか、コメントしてくれたかが経済的利益に直結するということです。このいいね！するとか、シ

エアするとか、コメントするとか、そういう行動をエンゲージメントというふうに言うそう
です。

フィルターバブルの御説明スライドです。絵がよくできているので御紹介しました。説明
はいたしません。

エコチェンバーについてのスライドです。これも御説明はいたしません。自分と似た意
見の人とのみつながるということです。

御紹介したいのは、フェイスブック、当時のですね、フランシス・ホーゲンという人の内
部告発が2021年にありました。これについてはぜひ御紹介したいと思っていまして、内
部告発のきっかけが非常に共感できるというか本当に響くきっかけなんです。この上のと
ころですけれども、「フェイスブックは20年秋の米大統領選後、私が当時いた（偽情報や
ヘイトスピーチに対処する）部署を解散しました」——2020年秋の米大統領選だから、
バイデンが当選した大統領選挙ですよ。「その時、フェイスブックは、大統領選での（S
NSが社会を分断した）教訓を忘れたのだと感じました」——こちらの「大統領選での教訓」
というのは2016年の大統領選ですよ。ケンブリッジアナリティカの舞台となったト
ランプが当選した大統領選。そのときの教訓を忘れたんだ。だから偽情報やヘイトスピー
チに対処する部署を解散したんだ。それは私にとっては耐え難いことであつたと。そんな内部
統制の重要な要素を失っていいのかというふうに彼女は思ったんだろうと思います。

続きですが3行目の後半から、「路上で血が流れるようなことは起きず、フェイスブック
は成功したんだと。リスクの大きさを無視したのです。でもその後、翌年1月に米議会の襲
撃事件が起きました」ということです。ホーゲンさんの発言を紹介しているのが下のところ
ですけれども、『FBは極端な反応を引き出すコンテンツが、より多くのクリックがコメン
ト、シェアを得られると知っている』と指摘。同社のアルゴリズムの変更で、怒りや分断を
あおる内容が拡散しやすくなり、子どもたちの安全を脅かしているとの見方を示した」とい
うことです。

もう一つ御紹介したいのはこの記事なんですが、アテンション・エコノミーってしばしば
偽情報の原因であると言われます。それだけじゃなくて誹謗中傷の原因にもなっているよ
という徳力さんの記事です。「羽生結弦さんの離婚報道で考えるべき、過剰報道と誹謗中傷
の『負のスパイラル』」というタイトルです。下線部だけ御紹介します。「しかも更に悪いこ
とに、現在のネット広告の仕組みでは、そうした過剰報道の記事がたくさんの人に読まれれ
ば読まれるほど、より広告収入が上がる仕組みになっています」。「こうした便乗ネットメ

ィアの記事や便乗Y o u T u b e rの動画の多くは、過激なタイトルやネガティブな内容のものが多くの特徴です。メディアの記事にしてもY o u T u b eの動画にしても、基本的にはアクセスが多ければ多いほど広告収入が増える仕組みです。特に(仮に)ネガティブな記事や動画に対して、ファンが怒って批判してきたとしても、多くのファンが注目してくれて記事のアクセスが増えれば、収入が上がる仕組みなので批判も怖くないわけです。その結果、ファンが軽く検索しただけで、ネットやY o u T u b e上に、目をおおいたくなるような内容の記事や動画が出てきてしまう状況が生まれてしまうわけです」ということです。

以上で、各横軸の御紹介を終わりにいたしまして次回以降のこの検討会における短期的対応について御提案をしたいと思えます。先ほど申し上げたような横軸、対応の観点というのももちろんあると思えますが、まずはこの3つの問題、権利侵害情報、偽情報、利用者データの保護ということを検討してきたプラ研の第3次取りまとめから見てみたいと思えますが、偽情報への対策について「第2章、今後の方向性(結論)」というのがありまして、下線を引いておりますけども、1はモニタリングのところですよ。プラットフォーム事業者に対するモニタリングですけれども、下の下線部を読みます。「投稿の削除やアカウントの停止等の措置の運用の改善につながることを期待される」——モニタリングがですね。「したがって、こうしたモニタリングの取組については、継続的に実施していくことが適当である」としてあります。

そして続きがありますが、省略をいたしましてさらなる続きですけれども下線部です。「2023年11月より『デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会』(座長: 宍戸先生)を開催し、検討を継続している」——ここですね。ここで検討を継続している。「今後、インターネット上の偽情報の生成・拡散やプラットフォーム利用者の情報に対する選択的接触の問題については、以上述べた観点を踏まえ、当該検討会……」——ここですね。ここ「において議論を深化させていくことが期待される」というふうにされております。

このように、プラ研の第3次取りまとめ案は偽情報のモデレーションに関するモニタリングを継続的にまずやるべきであると言っていて、かつそれを2ポツですけれども健全性検討会、ここにおいて議論を深化させていくことが期待されるというふうに提言しています。健全性検討会ではこれまで偽情報に限らず、左も右も、権利侵害情報も利用者データも、デジタル空間における情報流通の健全性をめぐる各問題について検討してきたわけですし、具体的にはA I、リテラシー、認知科学・心理学、ジャーナリズム、国際的動向等の様々な

観点も含めて検討してきたわけでございます。次のスライドはこれまでの先生方の御発表、1回目の全員のやつは除外してしまして、個別発表いただいた先生方の御説明を5つの横軸、水平的対応の観点に従ってマッピングしたものです。「俺はこんなこと言ってない」とか、「私はこれも言いました」というのがあると思うんですけど、それは私の理解不足ということと御容赦いただければと思います。

このようにしてまいりましたので、来年以降ですね、本検討会において情報流通の健全性に関する各問題に関連するオブザーバー団体や対応の観点に関わるプラットフォーム事業者、つまり3列目、生成AI関連事業者、つまり2列目からもヒアリングを実施すべきではないかということをお提案させていただきたいと思っております。

最後にこういうことを進めていくに当たって、プラットフォームに関しては特に留意点、忘れてはいけないことがあるかなと思っておりますので、ちょっとだけ申し上げたいと思っておりますが、まずモニタリング／ヒアリング、特にプラットフォームのモニタリングということをするわけなんですけども、これが必ずしもこれまでうまくいってなかったということは教訓として持つておくべきではないかと思っております。これまでのプラ研における権利侵害情報、偽情報、左と真ん中です。このモデレーションに関するモニタリングは法的根拠を持たないお願いベースのものであり、プラットフォームの事業者から十分な情報開示が行われたとは言い難いのではないかと。特に偽情報についてのXの対応について、第3次取りまとめ案は、「再三の求めにもかかわらずヒアリングシート及び発表資料が提出されなかった。任意とはいえ、資料が提出されなかったことは遺憾である」と、厳しい言葉で記述されています。委員のほうもフラストレーションがたまっていたようでして、単なる「遺憾である」ではなくて、「極めて遺憾である」にしてくれみたいな、そういうろくでもないことを言い出す人が出てきて、それで座長である宍戸先生がお困りになると、そういう一幕があったわけでございます。

利用者データのモニタリング、一番右です。利用者データに関するモニタリングもありまして、2ポツのところですけども、これは経産省の取引透明化法に係るモニタリングと連携してやることになっておりますので、法的根拠がないわけじゃないんです。ところが本年の11月3日に実施されたモニタリングについては、読売新聞の報道でこのモニタリングにおいても十分な情報開示が得られなかったとされているところでございます。この右側に張りました。字が小さいんですけども、よく見ると下のほうに「海外勢にお願い響かず」とか、そんなことが書かれているということです。何で取引透明化法と連携しているのかと

ということについては、次のスライドで細かく説明しておりますが省略をさせていただきます。

今後も利用者データの保護について取引透明化法を根拠とするモニタリングをすることになるんだろうと思うんですけども、その取引透明化法の射程について話しておきたいと思います。私の趣旨としては必ずしもマッチしてないんじゃないかということなんです。取引透明化法の説明です。これは『デジタルプラットフォームの法律問題と実務』という大変いい本から引いてきていますけれども、点線囲みの中ですが、「取引透明化法は、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑みて、プラットフォームの透明性及び公正性の向上を図るものです」——これが1条に書いてある。「そこで、透明化法は特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者間の取引関係を規律の対象としました」——「商品等提供利用者」って何でしょうか。商品等提供利用者というのは、下のところにこの法律の2条の定義を引用しておりますけれども、2条3項、「この法律において『商品等提供利用者』とは、プラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者をいう」ということです。プラットフォームにビジネス目的で登場する利用者です。

4項を見ていただきますと、一般利用者というのがありまして、一般利用者というのは、商品等提供利用者以外の利用者、ビジネス目的以外の利用者です。そういう区別が取引透明化法にはあります。

点線囲みの中をもう一度見ていただきますと、下から3行ですが、「他方、特定デジタルプラットフォーム提供者と消費者間や商品等提供利用者と消費者間の取引関係その他法律関係について規律を及ぼすものではありません」ということなんです。要するに、取引透明化法の原則的な射程、スコープというのは、例えばモールにおいて店舗と一般利用者とがいる。楽天において店舗が出ていて、そこから買物をする消費者がいるというふうに考えたときに、店舗と楽天の間関係を規律するものである。左側ということです。緑のこの商品等提供利用者、ビジネスの利用者が保護の対象であるということです。したがって、SNSのような投稿型プラットフォームですと、右下のようにビジネス目的で参加してないということがしばしばあるわけです。閲覧者側はもちろんそうですし、投稿者側もそうです。こういう場面で取引透明化法はフィットしないというふうに言えるのではないかと思います。

「いやいや、そんなことはないよ、SNSも広告プラットフォームとして指定されているよ」というお話があるかもしれませんが、その場合でもこのように広告プラットフォームを取引透明化法が対象にする場合でもビジネス目的のユーザー、広告主ですとか、パブリ

ッシャーですとか、そういうものとプラットフォームの関係のところを規律する、ビジネス目的のユーザーを保護するものであるということに御注意いただききたいと思います。

他方、話は変わりますが取引D P F消費者保護法というのがありますが、これは特商法の通信販売の利用者の保護ということなのでSNSの利用者の保護にはほぼ無関係である。特に3つの問題、我々の眼前にある3つの問題との関係では無関係ということをお確認いただきたいと思います。

これからモニタリング／ヒアリングをやっていくわけですが、それについての留意点ということですが、プラットフォームは本来、年表で御紹介しましたように、最も法制化の歴史が古い2001年にはプロ責法ができています。ただそのプロ責法は私法上のプラットフォームの責任に関する法律であるということです。

3つの大きな問題とプラットフォーム横軸の交錯点には、投稿型プラットフォームとしてのSNSが存在します。右下の図を御覧いただきますと、こんな感じでプラットフォームに関する公法規制として、取引透明化法と取引D P F消費者保護法が存在しますが先ほどお話ししましたように、これはいずれもこの3つの問題、権利侵害情報、偽情報、利用者データの保護の関係でSNSにおける一般利用者の保護を図るものではないということです。そういう事情がありますので、短期的提案として先ほど御提案しましたヒアリングを進めるに当たっては、特に一般利用者の権利保護を直接の目的として、つまりこれはビジネス利用者ではなくて、一般利用者の権利保護を直接の目的とすべきです。「ビジネス目的の利用者を保護しなきゃいけないから一般利用者にも配慮する」とかではなく、一般利用者、ビジネスではない利用者の権利保護を直接の目的として——ここは赤にしておけばよかったですね。投稿型プラットフォームにおける①コンテンツモデレーションと、②利用者データの保護に関する透明性やアカウントビリティの確保の観点から行うべきではないかというふうにしております。コンテンツモデレーションというのは、権利侵害情報と偽情報のコンテンツモデレーションをプラットフォームにやっていただくということです。

一番最後に、第3次取りまとめでなく第2次取りまとめにありました透明性アカウントビリティ確保の留意点について一言御紹介しておきたいと思います。これは権利侵害情報に関することです。「総務省は、透明性・アカウントビリティを確保する観点から、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要である」。

第2次取りまとめ、偽情報についても以下のとおり述べております。「総務省は、偽情報

への対応に関する透明性・アカウントビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要である」となっておりますので、今後は行動規範の策定とか法的枠組みの導入といったことも検討対象として入ってくるのではないかと思います。

以上です。御清聴ありがとうございました。

【宋戸座長】 森先生、ありがとうございました。この1年を振り返るにふさわしいと申しますか、それ以上に2001年以来のこの24年、あるいはプラットフォームサービス研究会の5年というものを手短かに概観いただいたと思っております。

それから先ほどの「極めて遺憾」ではなく「遺憾」というふうに、森先生のせっかくの御提案を抑えてしまったのは私でございますということで、改めてその点はおわびを申し上げますが、もう一つ構成員の皆様におわびしなければいけないことは時間が例によって押しておりまして、大体、10分程度の予定で森先生への御質問、コメント、あるいは本日全体を通じての御質問、コメントを簡潔にいただければと思います。御発言の御希望の方は、チャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 森先生、どうも御説明いただきましてありがとうございます。大変参考になる御発表でした。特にプラ研でのこれまでの議論ということ凝縮していただいたということもあって、これは引き継いでいく部分が必要なのだということも認識いたしました。その中で短期的課題というところでヒアリングを続けていくという点、私のほうも先ほど発表させていただいた中で、プラットフォーム等のコンテンツモデレーション等については課題があるということであったりですとか、もうちょっと広くアテンション・エコノミー全般に関する情報収集という意味も含めて調査の内容自体は改めて設計していく必要があるのかなど。ヒアリング内容自体はしていく必要があるのかなどは思いますが実施していくのが必要なことなのではないかと感じました。

1点御質問させていただきたいのが、3本の柱という中で、特に偽情報のほかに権利侵害情報というので挙げていただいております、今回のこれまでの本検討会の検討の中でその観点で、特に追加して議論すべき視点というのがどこにあるかどうかというところをぜひ教えていただきたいと思っております。全体としての論点を整理するという意味で、どこが足りていなかったのかというのをちょっと。なければならないでもいいと思うんですけど恐らくあるのではないかと思いますので、そこを改めて御指摘いただけないかと思われました。

【森構成員】 ありがとうございます。まさに落合先生がアテンション・エコノミー自体に焦点を当てるべきではないかと。全くごもつともだなと思って伺いました。どうしてもなかなか動かし難い、悪いものというか元凶ではありますけれども、さてどうしたらいいものかと思っておりましたがやはりそれ自体に切り込むべきということは確かにあると思うんですね。

権利侵害情報についてどうかということですが、まず別に横軸が共通しているからといって、同じ場所でやるべきと言っているわけではないんです。これは別々のところでもいいと思うんですけれども、そういう共通軸、対応の観点において同じものがあるということは意識した上で、しっかり連携し情報共有して進めるべきであるということでございます。

権利侵害情報との関係では、今日このアテンション・エコノミーと権利侵害情報という縦と横の赤い、左側の縦と4行目のアテンション・エコノミーの交錯点で徳力さんのお話を御紹介させていただきましたけれども、私はこの3つの問題というのはいかにこれを中心に検討するというはそんなに大きく変わってはいかないのではないかと思いますけれども、やはりアテンション・エコノミーということからホーゲンが言うような様々な問題というのが生じていっている。特に彼女の言うところの怒りや分断をあおるとか、それは権利侵害情報とか偽情報とまたちょっと違うものなのかもしれません。もしかしたら偽情報に分類されるのかもしれませんが、そういう縦の軸にももしかしたらインパクトを与えるのではないかと。もともと「アテンション・エコノミー、すなわち偽情報」みたいな感じでしたけれども、実はアテンション・エコノミーは権利侵害情報にも関係します。もしかしたら何かそれ以外違うものも出てくるかもしれませんねという、そのような意味でサイバー空間の情報流通の健全性に全体的に影響してくるんじゃないかなと思っております。

【落合構成員】 ありがとうございます。大変参考になりました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。クロサカ構成員、お願いします。

【クロサカ構成員】 クロサカです。ありがとうございます。私からはもう感想に近い話になりますが、まず森先生に整理いただいて、この検討会で進めていくべきフォーカスというのがよりクリアになったかと思っております。感謝申し上げます。

先生の御指摘の中でDPF透明化法とはちょっと射程が違うのではないかとのお話がありました。我が意を得たりというか、先生に整理いただいて腹落ちした状態ですが、やはり競争政策の観点に基本的に軸足を置いて、そこから派生してきているということをDP

F透明化法は基本的に志向しているものであろうかと思えます。

そういう意味で言うと、競争環境がいびつであるということがアテンション・エコノミーの遠因であるという説明の仕方でもできるかもしれませんが、アテンション・エコノミーそのものというのは恐らくより大きかったり、より小さかったり、いずれにしてもエンティティによって変わるかもしれませんが、様々なところに既に発生してしまっている。だから例えば、個人の誹謗中傷の一つの大きな要因にもなってしまっているということもあろうか。つまり産業構造の話だけではなくて、こういう金の回し方、インセンティブの発生のさせ方があるんだということが大きく広がってしまっているということなんだろうということをお今日御指摘いただいたんじゃないかなと私なりに理解しました。

ですので、アテンション・エコノミーに当然、光を当てながらも最後のほうの話になるかと。モニタリング／ヒアリングの留意点という辺りの補完と思いますけれども、まさにこのコンテンツモデレーションと利用者データの保護に関する透明性やアカウントビリティの確保ということ、この辺りが背中合わせになっている状態で議論をしていく。その中で一元的に検討することが適正であることとそうではないことということが恐らくあると思うんですが、さらに区分けをしていくということになるのかなと。その観点からも、恐らくモニタリングをさらに進めていくということ、ここを軸足にこの検討会として置いていくということなんだろうというふうに理解しましたので先生の問題提起に非常に賛成する次第でございます。

以上です。

【森構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。このラウンド最後とさせていただきます。

安野構成員、お願いします。

【安野構成員】 安野です。最後に私というのは大変申し訳ない限りなんですけれども。そして、もう既に両先生から適切なコメントをいただいていたので全く私も同じようなことを申し上げようと思っていたので、今新しく付け加えることもできないのですが、今日落合先生、それから森先生のまとめ、それから非常に重要な御指摘をいただいて、全くそのとおりで思っていて伺っておりました。森先生、それから落合先生の御提言で重要だと私も思うところは、収益のシステムがもしかするとやはり重要なポイントなのではないかということです。以前、私もアクセス数が経済的な利益を生むシステムを変えたほうがいいんじゃないかというようなことをどこかで申し上げて、ちょっとそれは難しいみたいな感じになったよ

うなことがありました。どうしても利用者の側のリテラシー教育というのは必要ではありませんけれども、限度があるというふうに私個人は思っておりまして、そう考えますと誤情報をばらまくことが必ずしも利益を生まない形にしていくということが一つ、規制をせずにより健全な情報空間をつくるポイントだというふうに感じました。ではどうすればいいかということは、ちょっと私もよい案がなかなかないのですけれども、その意味で森先生、それから落合先生に今回のようにまとめていただいたことは、私は非常に重要な御提言だと思いました。

すみません、感想レベルです。最後に本当に申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。

【森構成員】 ありがとうございます。一言申し上げてよろしいでしょうか、安野先生。すごく重要な御指摘をしていただいたと思います。本当にありがとうございます。私も全くそう思っておりまして、先ほど落合先生とクロサカさんのやり取りの間でもぐらたたきというのが出てきましたけれども、今、この権利侵害情報と偽情報の関係で、コンテンツモデレーションということをやっているわけですが、そこで我々が考えているのは悪い情報を削除したり、そういうこと発信するアカウントをBANしたりということコンテンツモデレーションと言っているわけですが、やっぱり、それもぐらたたきなんですよ。なので、今、御指摘いただきましたように、コンテンツモデレーションというよりは、アテンション・エコノミーのモデレーション。アテンション・エコノミーに対してめちゃくちゃビビッドに全てのプレーヤーが反応しているという状況のモデレーションをしないといけないというふうに本当に私も思っています。その方策についてはなかなか難しいことだと思いますけれども本質的な御指摘だと思います。ありがとうございます。

【安野構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。森先生、それから落合先生、クロサカ先生、安野先生、活発な御議論ありがとうございました。

本日、ここまで御議論をいただきましたけれども、ちょっと時間を押しておりますが私から一言申し上げたいと思います。ただいまの森先生の御発表の中でこれまでプラットフォームサービスに関する研究会で行われてきましたプラットフォーム事業者による偽情報等への対応状況のモニタリングについて、この検討会でも関連するオブザーバー団体やプラットフォーム事業者、生成AI関連事業者等からのヒアリングをはじめとして、同様の取組を実施してはどうかとの御意見をいただきました。この点につきましては構成員の皆様か

ら特に御異論がなければ、まさにヒアリング等をこの検討会として進めていきたいと考えておりますが、そのように進めてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 チャット欄でも御賛同いただいています。特に御異議がないようですので、そのように進めさせていただきたいと思います。奥村先生、クロサカ先生、澁谷先生もありがとうございます。

これに関連してでございますけれども、プラットフォームサービスに関する研究会の第51回会合、12月12日でございますけれどもこちらでは、大谷構成員からプラットフォームサービス研究会で取りまとめてきました「偽情報対策に係る取組集Ver. 1.0」のアップデートをしてはどうかという御意見をいただきました。こちらにつきましては私がこちらも務めているという関係で引き取りまして、この検討会において森先生から御提案のあったヒアリングも含め、幅広く関係するステークホルダーによる取組を収集し、偽情報対策に係る取組集Ver. 2.0なのか1.1なのかちょっと分かりませんが、アップデートをした上でしかるべき時期に公表してはいかがかと考えております。そうすることによって、先ほど飯田交渉官からもお話がありましたような国際的な場において日本からもこのような取組をしているということで共有するということにもつながるかと思えます。

ということで、ヒアリングのアウトプットの一つの形として偽情報対策に係る取組集のアップデートをこの場でも行っていくということについても御了解いただけませんかでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。いま構成員の皆様からチャット欄で御賛同いただいているところでございます。ありがとうございます。

それでは、この点モニタリング及びそのアウトプットの在り方につきましては、私のほうで事務局と相談の上、準備を進め年明けにもこの検討会で実施してまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局より何か連絡事項ございますでしょうか。

【内藤補佐】 ありがとうございます。次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。よろしくお願いたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちましてデジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第5回会合を閉会とさせていただきます。

本日御発言ができなかったとか、あるいは報告者の御説明に対する御質問等があれば年末ではございますが、事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、これにて会合を散会いたします。どうぞよいお年をお迎えください。